

令和5年 第11回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和5年11月27日(月) 午後1時28分～午後3時45分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 欠番	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 7	議案第5号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和5年第11回農業委員会総会を開会します。

出席委員は16名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、6番井上豊委員・12番武井洋一委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。
次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年10月25日開催の第10回総会で許可相当の案件、4条関係2件、
5条関係8件につきましては、令和5年11月16日付で許可書を交付いたしました。
令和5年度西部農村女性会議第2回役員会が11月7日に高崎市の群馬県高崎
合同庁舎で開催され、伏田委員が出席されました。
群馬県農業会議の第8回常設審議委員会が11月16日に前橋市のJAビルで
開催され、丸山会長が出席されました。
報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議につい
てを議題といたします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか
ら審議のうえ議決願いたい。
令和5年11月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第1号、農地法3条の申請は、議案書1ページから3ページ記載の10件
です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要
件全てを満たすと考えます。
以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について意見のある方はお願いいたします。
3番。

3番委員 3番です。議案第1号、農地法第3条の1番です。この案件については、今ま
でこれを耕作できなかったものですから、今度耕作する方、〇〇の方なので
けれども、この方については、必ずサツマイモを植えて耕作する予定になって
います。仕事の割合なのですが、ほとんど、向こうのほうに聞いたところ、か
なり大規模に農業をやるということだからと言っておりますので、問題ない
と思われしますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 議案第 1 号、農地法第 3 条の 6 番と 10 番です。まず、6 番ですが、譲渡人は相続により取得した畑があり、譲受人は以前この近所に住んでいて、隣接する畑もあり、問題ないかと思われま

す。10 番は、筆数いっぱいあるのですけれども、〇〇の土地ですが、現地を見ますと、どこが道だか水路だか分からないような土地なのですが、きちんと境を確認してもらえば問題ないかと思われま

す。

議 長 ほかにありますか。

9 番。

9 番委員 9 番です。農地法第 3 条、2 番と 4 番。2 番のほうは、譲受人のほうは農機具を有しており、農業をやっておりますので、特に問題はないと思いますので、よろしくお願

いします。4 番のほうも、自宅の隅にトラクターを置くということなので、こちらのほうも農業をやっておりますので、特に問題はないと思われま

す。

議 長 ほかにありますか。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 8 番でございます。この案件、〇〇さんですが、空き家対策として一生懸命やりたいということでありますので、現場見てきましたけれども、問題ないと思

いますので、よろしくご審議お願

いします。

議 長 6 番。

6 番委員 6 番です。議案第 1 号、3 条関係の 3 番、この案件は、受け人の方は定年になりまして、贈与ということでござ

いまして、

10 番委員 10 番です。第 1 号議案の第 3 条の規定による許可申請案件 5 番、この案件、県道脇なのですが、現状は竹林状態です。売却後、整備されればよいと思

7番、この案件は、過去に取得した土地の残り部分です。贈与でありますので、問題ないと思います。

続いて、10番の〇〇から〇〇までの7筆ですが、これは現状耕作されていない農地でございます。周囲の農地も同社が取得されて、営農型太陽光で売買ということになっておりますので、問題ないと思います。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。1号議案、3条の10番の〇〇の1筆ですが、これは〇〇の南方500mぐらいの土地でございます。非常に荒れたところであり、境が分からないと地元の方に案内していただき見ていただいたところ、他に与える影響もないということで問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号、農地法第3条の10番の最後の2筆なのですが、最初の方は道路に面しております、北側と南側、人家に挟まれた土地で特に問題ないと思われま。一番下の土地につきましては、周囲がひどく荒れていまして、境も分からない状態でございます。特に問題ないと思われま。よろしく願いいたします。

議長 8番。

8番委員 議案第1号、農地法第3条の10番の〇〇の土地なのですが、現地に行ってみましたらリボンが1本ちぎってあるだけで、あとはリボンが1本地中に埋めてあるだけで、私は土地の部分は分かりますけれども、どこをやるのかなというような感じでした。いずれもすぐ上の段のところ、太陽光があります。〇〇のところはすぐ横が〇〇あそこがやっております。ただ、営農型太陽光なのですが、〇〇のところは下の段が畑と書いてありますけれども、梅原と竹林です。よっぽどきちんとしないと、ブルーベリー、ミニカボチャはできないのではないかなというのがあります。〇〇のところ、下の段が全部杉林です。ですから、営農型にすれば上のほうに太陽が当たるのかなと思われま。けれども、やはりここも〇〇さん周りのところを全部廃材みたいなのが置いてあるので、どうなのかなというようなことはありますけれども、ただきちんと整備していただければ問題ないと思われま。〇〇さんのほうでそういうことをやっていただけるということで、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の申請に係る 9 番になります。21 日に委員さんと現地調査を事前にしていただきまして、確認をしていただきましたが、特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 3 番と 10 番の 4 件、2 班に 4 番から 6 番の 3 件、3 班に 7 番から 9 番の 3 件、以上合計 10 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 5 年 11 月 27 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、11 月 21 日に実施しました申請地面積 1,000 平米以上及び営農型太陽光発電用地案件に係る 4 条、5 条申請、現地調査案件 5 件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨をご報告させていただきます。

議案第 2 号、農地法第 4 条の申請は、議案書 4 ページ記載の 2 件です。受理した申請書は農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

10番。

10番委員 10番です。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請案件1番。この案件は、令和2年に営農型太陽光の許可を受けており、事業の継続ということで、更新ということで申請されました。更新は問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに。

6番。

6番委員 6番です。議案第2号、農地法4条関係の2番、この案件につきましては、以前より使用しておりましたけれども、未申請ということで、始末書添付で今回のお願いでございます。よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番の1件、3班に2番の1件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年11月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書5ページから8ページ記載の15件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 3 番と 7 番の案件でございます。

3 番は一般住宅ということで、隣にも農地はなく、隣は住宅になっておりますので、問題ないと思います。

また、7 番は、令和 4 年の 5 月に 1 回駐車場の転用を受けておりまして、それを引き続き転用したいということだと思います。問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

3 番。

3 番委員 3 番です。農地法第 5 条関係の 1 3 番です。この案件については、第 9 回の総会、5 条の 1 4 番の続きでございます。排水路がないということで、この場所を取得し排水をするということで問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長 2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 4 番、6 番、1 5 番の一部です。まず、4 番です。会社の北の工場緑地帯ということで、北が高く段々畑になっているもので、問題ないかと思われまます。

6 番は、西と南は住宅で、北は道を隔てて住宅でありまして、東は耕作されていない畑でありまして、問題ないかと思われまます。

1 5 番の〇〇地区の関係です。3 条に関連することですが、営農型太陽光発電ということで、地域が広いので、除草管理等を気をつけてもらえば問題ないかと思われまます。

議 長 ほかにありますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。3 号 5 条 1 番ですが、これは住宅地の申請でございます。3 種ということで、特に問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

それから、1 5 番の字〇〇の件ですが、これは 1 号 3 条 1 0 番で説明したとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号の農地法5条の2番です。〇〇というところなのですが、このところは問題はないと思います。

あとは15番のところですが、一番最初の際に出ました議案第1号のところでは話をしましたとおりですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の5番です。こちらは譲渡人の敷地内に〇〇さんの自宅建築ということで、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。5条関係の申請で、10番と14番。14番に関しては、先ほどの3条9番の申請でありました申請地です。10番のほうですが、これは隣が〇〇さんで、ほかは竹やぶに包まれていて、どこが畑でどこが田んぼだか全然区別がつかないような状態になっています。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第3号、5条関係の9番と11番です。9番も11番も、どちらも太陽光発電施設の転用の関係です。まず、9番ですが、2万4,000平米と広大な対象地です。令和2年12月15日付で農振除外の決定がされた土地でございます。対象地一帯は10年ほど前からほとんど耕作されておらず、放棄地状態となっております。地域の高齢化の進行や都市化が進んだ地域への労働力の流れなどで、農業への後継者の減少などの影響を極端に受けた状況かと思われます。また、一帯を俯瞰して眺めた場合に、一見したところでは分かりませんが、意外と起伏がありまして、区画によって高低差が生じている上に、経緯は不明で分かりませんが、個人の所有地は地域内で点在をしているので、作業効率の悪い状況が見て取れます。そういうことでありまして、また別冊の5条9番の案内図を兼ねた付近状況図の後ろのほうなのですが、赤線で囲われたところが対象地でありまして、上が北側になります。東側

の状況をちょっと見ていただきたいのですが、非常に等高線が密になっています。1級河川がすぐ下まで来ているところ、接近しているところについては等高線が重なって、非常に真っ黒な状況になっています。ところどころ侵食されているとか、崖崩れも生じているような状況であります。こんな環境のところでは農業の作業意識というのも関係してくるということは否めない状況かと思えます。今回の太陽光施設の申請地は非常に集落に近い位置にございまして、イノシシやシカのすみかになっておりまして、対策に苦慮している状況でございまして。そんなことを踏まえまして、太陽光施設への転用をやむを得ないと考えておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

次に、11番ですが、これにつきましては面積は500平米ぐらいで狭いのですが、対象地の南側は既設の太陽光がありまして、北側につきましては放棄状態の雑木が生えているような畑で、それに北と南に挟まれている位置にあります。東西につきましては、奥のほうに、東側は住宅分譲用地と西側は住宅が隣接しております。手前の道路側につきましては、両側とも畑がありますが、耕作されている様子がないので、太陽光発電用地として転用はいたし方ないと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 10番です。第3号議案、農地法第5条の規定による15番です。これは先ほどご紹介いたしました3条の10番申請によるものでございまして、〇〇が〇〇から営農型太陽光用地として3年間の賃貸借案件でございまして、各農地については営農型でサカキを作付するものでございまして、ほかの案件と同じように問題ないと思えます。よろしく願います。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の15番の最後の2筆。これは議案第2号で出ていた土地と同じです。特に問題ないと思われまして。よろしく願います。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。議案3号、農地法5条の関係の8番になります。こちら隣接地で、先日測量というのに立ち会いましたけれども、周辺の農地への影響

はない場所にありますので、よろしくご審議お願いします。

また、12番になりますが、こちらも周辺はかなり宅地化が進んだ地域で、周辺農地への影響はないと考えられますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 よろしいですか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から4番と15番の5件、2班に5番から9番の5件、3班に10番から14番の5件、以上合計15件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:14)

(書類審査)

(再開午後 2:37)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の10番および関連する議案第3号15番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第1号10番及び関連する議案第3号15番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号10番及び関連する議案第3号15番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

10番・15番申請者 お世話になっております。〇〇株式会社の〇〇でございます。〇〇兼〇〇株式会社となります。

今回申請させていただく内容の前に、お配りさせていただいています現在の進捗状況を皆様にご覧いただければと思います。営農状況。現在、おかげさまで

12か所の営農型太陽光発電所を稼働させておりまして、内容としてはブルーベリーが2か所、こちら2年目になります。あとはミニカボチャ、こちらが1か所が稼働中、そして先日最終的に残っていた3か所の工事が終わりました、全部で1か所ミニカボチャのほうを栽培させていただいております。前回この場でもお話しさせていただきました獣の対策を今回来年早々に、ワイヤーつきのネットで対象の畑のほうを囲うような、そういう対策を進めております。今回の内容となりますと、全部で11か所の場所です。こちら今休耕地になっている農地になるのですけれども、こちらで営農型太陽光発電をやらせていただければという内容で申請をさせていただいております。今回作る作物なのですが、今回サカキを予定しています。サカキにした理由が大きく2つありまして、まず1つが人員が、手が足りなくなると予想しておりまして、カボチャをやることになると。その中では比較的そこまで手がかからないと聞いておりますサカキをやらせていただければというのがまず大きな理由の1つ目となります。もう一つが11か所の中で大体3か所から4か所ぐらいがすごく土地が狭い場所があるのです。こちらに営農型太陽光発電所をカボチャでやるとなると土地が足りないという状況に陥っておりまして、今回遮光率が高くて育つサカキを選定させていただいて、今回の申請をさせていただきました。一緒にお配りした中に写真が入っているかなと思いますけれども、そちらの写真が、今できている中の稼働しているもの、太陽光が完成した内容の写真も一緒につけさせていただいております。営農状況の中に、最後記載させていただきましたけれども、現在は大体3人から4人で、播種の時期と収穫の時期は大体10人体制で営農させていただいております、あと最後のほうに写真があるのですけれども、ここから行くと大体〇〇の途中にある場所で土地を購入しておりまして、弊社の代表の名前で土地のほうを購入させていただいております。そちらに作業場、置場、あとは社員の宿舎を大体春に立ち上がるような形で予定を進めています。こちらで泊まるだったり作業するだったりというのを進めていこうと。人に関しては、現地の方もいらっしゃるのですけれども、現地の方以外に、今ご紹介いただいているのは外国人労働者の方を雇用しようという動きを取っておりまして、そこも進めていければなというふうに計画をしております。

以上でございます。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問等ある方は挙手をお願いします。

8番。

8番委員 8番です。資料をいただきまして、流れるような流暢な説明、ありがとうございます。写真、それから計画、それから社員の福利厚生までずっと並べてあります。これは、写真を見るとあまり草が生えていない時期に撮られた写真かなと。

10番・15番申請者 ちょうど先週ぐらいです。

8番委員 除草対策として草を刈るだけでなく、除草剤なんかも使われているのですか。

10番・15番申請者 除草剤は使わないです。

8番委員 なるほどね。

10番・15番申請者 ほとんど毎週のように来ていて、それこそ来年からはまた現地にはずっといる者がいるので、そこは手で刈ってしまいます。あとはマルチを活用して。

8番委員 除草剤を使うと砂が流れますから、平地などところはいいのですけれども、斜面のところはどんどん、どんどん上のほうから下のほうへ集まってきてしまいますから、それはもしあれだったら注意しようかなと思って、今後は手作業でやっていくようですから、大変感心いたします。今回も場所が点々と広いですから、同じような状況で人員の稼働率を高めて、ぜひ太陽光の場所の維持管理をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

10番・15番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

16番。

16番委員 16番です。今日はお疲れさまです。先ほどミニカボチャのほうが思わしくないというお話だったのですけれども、このところも行く行くは作付のほうはミニカボチャから、違うものに変更という事も考えられるんですか。

10番・15番申請者 今は考えていません。

16番委員 では、そのままずっとミニカボチャ。

10番・15番申請者 はい。

16番委員 もうかりますか。

10番・15番申請者 もうかるかというと、もうからないです。

16番委員 もうからないのになぜやっている、どうするのだという話になるのですけれども。

10番・15番申請者 それがいよいよ営農型太陽光の特徴で、下でもうからないというところを、マイナスを上で補う。太陽光の売電だったりとか、ほかの人に譲渡した場合は、その譲渡した先からの耕作委託金というものを毎年もらっているの
で、そこで帳尻を合わせています。

16番委員 私たち農家から考えると普通では考えられないような。

10番・15番申請者 おっしゃるとおりです。

16番委員 かなと思ひまして。

10番・15番申請者 これは本当に。

16番委員 ですよ。分かりました。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。本日は、どうもご苦労さまです。何点か質問があります。まず1点目は、前回申請したところがかなり工期が遅れてやっと追いついたところなのにこんなにまとめて申請が出て、工期が間に合うのかということがまず1点。

10番・15番申請者 まず、今回この時期に申請させていただいたというのは、大きな理由が、皆さん御存じの太陽光の買取りって御存じだと思うのです。FITと呼ばれる。このFITの権利が一番早いものは来年1月なのです。これを逃すと、この権利は延長するとかそういうものではなくて、完全に取消になる。そうしていくというところを避けるために今回この時期に、弊社としてはちょっと早いのですけれども、もうちょっと本当は様子を見たいのですけれども、この時期に申請させていただいて。まとめて申請、来年の1月までというのは大体3件か4件なのですけれども、申請するならまとめてしようということで、11件今回まとめて申請しております。今回工事の計画は来春になります。大体4月から5月にかけて全てを造っていきこうと。それまでの間は造成だったりとか、あとは測量は終わっているのですけれども、造成だったり、また管理・維持のところで進めていくという計画でございます。前回みたいにまた戦争が始まるとかそういうのは困るのですけれども、一気に太陽光の部材の単価がはね上がってしまったとか、あと輸送の問題があるというのは、世界情勢読めないと言え読めないのですけれども、そういった大きなことがなければ問題なく来春には着工できるかなと思っています。

17番委員 着工というのは、完成は。

10番・15番申請者 完成は、着工してから大体1か月かからない。

17番委員 ということは、来年の作付ができるということですか。

10番・15番申請者 そうです。

17番委員 分かりました。では、それは確認します。〇〇さん、〇〇さん、非常に俗に言う耕作されていないところを、かなり今回の申請案件も現地の委員さん、皆さん自分の受け持つ場所を見て、どこから、どこなんだろう、分からないようなところまで申請されていて、安中市農業委員会とすればこの土地が農地として有効活用されるということで、非常に〇〇さんには期待度が大きいです。ぜひ期待度、大きいので、その期待を裏切らないで実施していただきたいと思います。今回は、一部狭いところはサカキにシフトしているようなので、その辺も改善策を取られてるのかなと思っています。

質問しようと思ったのが、人の配置とかそういうのをしようと思ったら先に説明があったので、人手の増員は考えているということ。

10番・15番申請者 そうですね。

17番委員 ぜひ安中市農業委員会としても非常に期待して、荒れた農地が有効に活用されるということでありがたいと思っておりますので、ぜひ〇〇さん、来年の作付が全部できて、我々が見に行ったときに、各地の委員さんは自分の受け持ちを全員確認するように言ってありますので、全員から丸がもらえるようにぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

10番・15番申請者 はい。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お疲れさまでした。

10番・15番申請者 ありがとうございます。

(議案第1号10番及び関連する議案第3号15番案件申請者退出)

議長 続いて、議案第1号9番及び関連する議案第3号14番申請者からの説明を求めます。

(議案第1号9番及び関連する議案第3号14番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

9番・14番申請者 〇〇からやってまいりました。〇〇株式会社の〇〇と申します。今日はよろしく申し上げます。安中市におきますソーラーシェアリング4案件分の説明について行いたいと思います。今回申請地につきましては4か所というこ

とで、住所のほうが安中市〇〇、それから同じく〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地、合計8,967平米の申請を行っております。それで、箇所につきましてはこの4か所という形になりまして、各場所4か所ともパネルを200枚というような形になります。パネルとパネルの間に梅を植栽して栽培を行っていくというような計画になっております。〇〇番地につきましては梅を26本、遮光率については25.8%でございます。それから、〇〇番地、〇〇番地につきましては、こちら梅を40本ということで、遮光率については14.2%でございます。それから、〇〇番地、〇〇番地につきましては、梅を15本、遮光率につきましては27.7%でございます。最後に、〇〇番地、こちらにつきましては梅を20本、遮光率については32.3%でございます。このような計画になっております。あと、梅とのソーラーシェアリングなのですが、前提では〇〇ですとか地元の〇〇、それから〇〇等でソーラーシェアリングを行っておりまして、一番早くソーラーシェアリングを弊社のほうで行ったのは〇〇なのですが、こちらのほうは当初3年更新でしたので、もう既に1回更新を終わっておりまして、10年更新という事で無事に更新も終わっております。生育状況についてなのですが、事務局さんのほうにも提出してあるのですが、生育のほうも普通の光が当たっている場所と、パネルとパネルの間に植えてある梅と遜色なくしっかりと生育できておりまして、こちらは農協さん等にも見ていただいて、全く遜色なく生育をしているということで、毎年監査をしっかりと行っておりまして、問題ないというところで監査のほうは受けております。

また、弊社なのですが、ちょっと前後してしまっただけで申し訳ないのですが、弊社は平成29年に法人化をいたしまして、私の実家も代々、〇〇なのですが、江戸時代からずっと続く養蚕を行っていて、もともと養蚕がだんだん衰退してきて、祖父の代から原木栽培を行っていたのですが、御存じのとおり、平成23年の原発の影響で、碓氷安中農協のほうも原発の前はシイタケも出荷しに来ていたのですが、やっぱり原発の影響で壊滅的な被害を受けて、梅もその頃から放射能の影響で取引ができなくなって、そういうのもありまして、ここは何か切り替えてやっていかなければということで、平成27年から当初個人で太陽光発電となりまして、それから農地転用ができない場所等もありましたので、ソーラーシェアリングというのがあるので、私も先進の〇〇ですとか、そういったところに視察に行くと、これは農業と太陽

光発電を組み合わせれば本当に農家は所得が上がって、やはり6次産業化をうちもやってみたのですけれども、梅を加工してもなかなか収益、売上げ自体は上がるかもしれないのですけれども、やはり手取りの部分で利益を残すかという、やはりなかなかそこは厳しいということで、ソーラーシェアリングであれば売電収入と農業の梅の売上げで所得の向上につながるということで、どんどん、どんどん普及していきたいということで、私も今、梅でソーラーシェアリングやりたいという方も来ておりますので、どんどん、どんどん広げて行って、確かにソーラーシェアリング自体まだ制度ができて10年ですので、結果ってなかなか出てきていない。特にフキですとか一年生の葉物とかであれば1年で結果って、できるかできないかとか分かるかと思うのですけれども、やはり果樹というのは、梅も10年ぐらい成木になるまでかかるわけでございまして、実際ちゃんと今、10年目の木なのかということとそうではなくて、うちも始めたのが4年ほど前の〇〇の案件しかないものですから、全国でも果樹ってなかなか事例がないので、ちょっとマイナーな作物なのですけれども、順調に生育をして行って、これをしっかりと今後20年、30年と梅でエビデンスを取って、これをまた違う農家にもどんどん、どんどん広げて所得の向上を図っていきたいというふうに思っております。まとまらないことだったのですけれども、計画としてはご説明した4案件についてシェアリングの内容であります。

議長 申請者の説明が終わりました。
質問のある方はお願いします。

15番。

15番委員 15番です。私も梅の農家やっております。梅部会の会長をしております。それで、いろいろ聞きたいことはあるのですが、まず1つ、種類は何を植えている。

9番・14番申請者 種類は、群馬でもメインの品種であります白加賀。受粉樹、県のほうで育成をした品種、ひなた丸でしたっけ。

15番委員 「U」何とか。

9番・14番申請者 それを植えようと思ったのですけれども、ちょっと小さいので、「U」何とかって。それなので、和郷という国のほうで開発した品種でして、それは受粉樹でなおかつ加工業者にも、やはり和郷であれば形もよくて取りやすいということだったので、白加賀をメインで植えて、あとは和郷、受粉樹で植えていくというような形であります。

15番委員 それで、合計すると112本で約9反歩ですね。

9番・14番申請者 はい。

15番委員 大体いいところかなど。本数ですね。それで、太陽光のパネルの配置はゆったりしていて、本当にパネルとパネルの間になってしまうのは割と少ないかなど見ているのですが、分からないのは標準の断面、パネルの高さと樹高をどう計画しているか、これを教えてください。

9番・14番申請者 断面のパネルが、これ野建てでよくある様な4段の。シェアリングも2種類ありまして、アレイ式というのが今回申請のタイプです。千鳥足の1枚ずっとあるような藤棚式というのですか。今回私が申請したのはアレイ式のタイプなのですが、一番低い部分で2m50近く取ってありまして、後ろのほうの高い部分でありますと約3.5m、4m近い高さがありますので、この木がでかくなっていくとパネルの下に枝が入ってくるような状況でして、パネルも今回使用するタイプというのは、今までバックシートタイプという後ろが白いシートみたいになっていると思うのですが、見ていただくと分かると思うのですが、今回は最新式のパネルでして、両面ガラスというガラスのタイプなので、多少の光が入ってくるのです。全く光を通さないタイプではなくて透過式のパネルを使うので、パネルの下でもちゃんとしたルクスがあるという訳でございます。なおかつ、冬場というのは確かに影になってしまいます。影になるのですが、冬は落葉して光合成しないではないですか。夏場になってきて、また4月、5月になるとまた太陽の軌道が上の方に来ますので、この間も満遍なく日が当たるという形になります。

15番委員 それとあと、構造、平面図だけなので、よく分からないのですが、水のほうは貯水槽をかなり細長い貯水槽、浅めの貯水槽、これ構造がちょっとよく分からないのですが、深さ1m。

9番・14番申請者 50cmです。幅が下の部分で1mですが、50cm。そんなに深いものではないので、これ本来はつけないほうが一番いいのですが、条例のほうの関係とかありまして、一応場内処理ということでトレンチのほうを設けさせていただいたような形になります。

15番委員 最後のページの断面、1m、1,000mmになっていますが、これは違うということ。深さ50cmのあれなのですかね。

9番・14番申請者 はい。

15番委員 最後のページのところ。これ別ですか。

9番・14番申請者 はい。

15番委員 1mの深さだから結構深い貯水槽になるのかなと見ていたのですが。

9番・14番申請者 その辺の排水の関係は、また開発のほうと協議しながら、できれば逆に周りに土を盛って場外に出ないように、掘らなくてもいいような、農作業に支障がない形で進めたいというふうに検討しております。

15番委員 カラーのほうは50cmですね。

9番・14番申請者 はい。

15番委員 深いとなると安全対策とか。

9番・14番申請者 ちょっと危険もありますので、草刈りとかそういった乗用の草刈機でやるので。

15番委員 あと、消毒ですけれども、スピードスプレーでやる。

9番・14番申請者 うちがキャビンのSSと、あと動噴の100mのホースが伸びる動噴もありますので、あと背負いのバッテリー式の散布機がありますので、当初はそんなに枝の木も小さいので、それほどSSで走らせなくても、最初は背負い式のそういったタイプでやっていますので、だんだん、だんだん木がでかくなれば動噴に変えたりですとか、あとは最終的にはSSが、一応SSも通れるような形になっておりますので、なるべく手がかからないような形にしていきたいというふうに思っております。

15番委員 申請地の配置のところで、間に田んぼ、実際今耕作。

9番・14番申請者 耕作放棄地みたいな。

15番委員 放棄地なのですか。

9番・14番申請者 はい。

15番委員 そうですか。そうすると、風等で消毒時の苦情はそんなに。

9番・14番申請者 周りが耕作していないので、恐らくその辺の防除に関するクレームというのは比較的大丈夫かなと。あと、やはり園の周りとかは一度除草剤も使わなければいけないところも出てきてしまうので、その辺の散布に関しましても周りの農地に影響がないように考慮はしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

15番委員 この地区の人たちとうまくやってもらいたいかな。梅は、何年か最初の収穫まで時間かかりますか。

9番・14番申請者 4～5年は、普通の梅もそうですけれども、1年生の苗木植えて、すぐ3、4年でできるというわけではないので。

- 15番委員 そうすると、申請は更新を、回数を重ねていくということなのでしょうか。
- 9番・14番申請者 そうですね。毎年ちゃんと収量報告は見てもらって、監査のほうはちゃんと入れて、その辺の報告は毎年させていただいています。
- 15番委員 梅を植える事例というのは割と少ないものですから、ぜひともうまく成功してほしいと思うのですが、実は去年、その前の年ですかね、これよりもっと上流地区で梅植えてうまくいかないでやめてしまった人がいるのですが。
- 9番・14番申請者 それはソーラーシェアリングでですか。
- 15番委員 だと思います。私ぼおっとしていて記憶ないですが、そうらしいです。うまくいかなかったというのは聞いている。
- 9番・14番申請者 そうなのですか。うちは全部今のところはうまくいっているので、管理が。
- 15番委員 ○○ですか。
- 9番・14番申請者 ○○ではなく、ほかの○○とかその辺。
- 15番委員 ○○。
- 9番・14番申請者 ○○とか○○とか、その辺。枯れてだめになってしまったとか、排水が悪くて根腐れしてしまったところは何か所かありましたけれども、全滅という事ではなく何本か枯れてしまうのもあるではないですか。その辺は土を盛ったりしながら、畝を立てて排水ちょっと良くしてやったりとかというのはあります。
- 議長 15番、すみません、ほかの方もるので、そこまでにしてください。
- 15番委員 はい。
- 議長 8番さん。
- 8番委員 ソーラーの下に梅を植えるというのは非常に画期的だなというふうに思っています。○○地域ということですから、あの辺も大分梅の木が太陽光に地域ですよ。今話を聞いていて、下に植えてある梅の木が白加賀だという話ですけれども、和郷というのは、正直私も梅を作っていますけれども、花粉樹。
- 9番・14番申請者 受粉樹なのですから、そんな粒は小さくなり過ぎず、加工業者さんも、うちも今JAが半分以下で、残りはほとんど加工業者に、3分の1がJAで3分の2は地元の加工業者です。○○さんですとか○○さん、あと○○さんとか、そういったところと直接取引をしております、やはり梅は幾らでもできるということと言われていまして、かりかり梅に向くような品種も、農家サイドとしても研究していかなければ駄目だろうということで和郷という新し

い品種を入れて、やっぱり白加賀も年々年々結実状況がよくなくなってきた。受粉樹を切り過ぎてしまって、そういうのも影響あるかなということで、ちゃんと実がある程度なるような受粉樹ということで、和郷と麗和という2種類、おととしか、登録になったのですけれども、そういった新しい品種を農家サイドとして加工業者と一緒に研究をしていきたいということで今回植えたわけです。

8番委員 実績のある〇〇さんですから多分うまくいくと思いますけれども、ぜひ安中市としても梅とソーラーの組み合わせというのも一つのこの方策かなと私思いますので、ぜひまた成功体験が発表できるようによろしくお願ひしたいと思います。

9番・14番申請者 はい。ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。お世話になります。自分がちょっと不思議だったのは、パネルの下の枝の伸ばし方というか、それなりに成長とともに剪定等するのですけれども、どのくらい、パネルと梅の木と耐用年数、どうなのですか。

9番・14番申請者 大先輩いらっしゃるので御存じだと思うのですけれども、梅の木は大体大体40年とか50年したら植え替えなければいけないということで、榛名も箕郷も秋間もそうかもしれないのですけれども、高齢者がやっていて、梅も高齢化してくるとというのが現状でありますので、やっぱりそこを植え替えが進まないというのは、県も補助金出していますけれども、やはり1回収益がなくなってしまうとそこから取れるまで10年かかってしまうということで、そういった改植もどんどんしていかなければならないけれども、やはり10年間無収益というわけにいかないで、その間にパネルを造ることによって売電収入を賄えるというのが私の考えでやり始めた訳です。梅の木は40年、50年ですけれども、パネル自体は30年一応もつというふうに言われております。パワーコンディショナーという直流から交流に変える、よく後ろのほうについていますけれども、それは大体10年ぐらいで故障するので変えるという形。パネルは30年とか40年もつとは言われていますけれども、一応今回の売電は20年ということで計画になっています。

6番委員 5年、10年すると、かなり剪定しても下が枝でいっぱいになると思うのですけれども。

9 番・14 番申請者 離隔が大体 4 m から 5 m 空いておりますので、なおかつここもまた 4 m、5 m 空いているということで。

6 番委員 結構いっぱいになってしまうのだね。

9 番・14 番申請者 いっぱいになるのは、そこは剪定でしっかりと、中入れないような形にならないように、剪定はしっかりと作業はやっていくわけですので。

6 番委員 管理しないと。

9 番・14 番申請者 なおかつ枝がパネルの上にもいかないようになるべく低樹高でコンパクトな形で作業もしやすいような樹形を作るというのが効率を上げるということも大事になってくるので、私も和歌山の梅研究所とかも行ったたりしていますので、その辺の、あとはまた普及所の方とかとも研究しながら、また樹形のほうも考えていきたいというふうに考えています。

6 番委員 了解です。

議長 ほかにありますか。

12 番。

12 番委員 どうもお疲れさまです。栽培のほうの質問はいっぱい出ていたので、分野が違うので、情報がいただけるかどうかあれなのですけれども、太陽光の設備のほうに消毒の液、冬場の石灰硫黄合剤なんかするかどうかはあれなのですけれども、真っ白になってしまいますよね。パネルのほうに影響が、設備のほうから何か意見が出るかどうか。ほかの薬剤も、パネルのほうには多分 S S なんかでやって、飛び散って付着すると思うのですよね。接着剤もついている。雨なんかで洗い流されるかどうか分からないですけれども、その辺の薬の作用というのは。

9 番・14 番申請者 やほりのほかの市町村でもこういった質問出るのですけれども、基本的に石灰硫黄合剤というのは通常の上のパネルのほうも散布はしていないのです。普通の防除だけで済んでいるので、石灰硫黄合剤ですとか、あと機械油乳剤は特にまいていません。それは通常の栽培方法の方もまかずにカイガラムシの対策とかは殺虫剤で行っているのです、殺虫剤と殺菌剤で、石灰硫黄合剤まいたからといってそんなに効き目がすごくあるというわけではなくて、うちは普通の殺虫剤と殺菌剤を 3 月から 6 月の収穫までかけて、大体 4、5 回行っているのですけれども、その殺菌剤だけで特に、石灰硫黄合剤とかはパネルに付着してしまうとうまくないかなと。あと、アルミの架台があるので、石灰硫黄合剤についてはまかないようにしています。通常の殺虫剤と殺菌剤、それは当然

口に入るものですので、前日散布とかあるじゃないですか、殺虫剤とか殺菌剤も。そういったので、別に人間にも影響ないものですし、普通の通常の殺菌剤、殺虫剤については、パネルや体にかかっても、うちもはげてしまっているのありますけれども、特にさびだとか発電効率が落ちたとか、そういった事例はないので、大丈夫かなというふうに思っております。

12番委員 どうもすみません。頑張ってください。

9番・14番申請者 はい。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。梅とソーラーシェアリングという事で、安中市は梅がもともと、我々の名刺にもなっているぐらい秋間梅林で有名なので、ぜひ梅を増収していただいて、安中市内にうまくいったらどんどん広げていただきたい。その中で、先ほど説明があった中で、透過率が14%から32%まで結構幅が広いのですけれども、これは何か理由があるのですか。14%でも32%でも大丈夫なのですか。

9番・14番申請者 今回遮光率について差があるのは、土地の形状で広いところは当然遮光率が下がるということで、ちょっと場所が限られているところは三十数%というところなのですけれども、ほかの園でも40%までは問題なく栽培できておりますので。今回のタイプはアレイ式ですので、冬場は影になってしまうのですけれども、葉っぱが出てくる時期から3月にかけては太陽もだんだん上になるわけです。そうすると、間に日が入ってきて。

17番委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

どうもお疲れさまでした。

9番・14番申請者 今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(議案第1号9番及び関連する議案第3号14番案件及び関連する申請者退出)

議長 次に、議案第3号9番の案件申請者から説明を求めます。

それと、皆さん、すみません、マスクされている方は、特にマイクが拾いづら
いので、正面を向いてしゃべるようにしてください。お願いします。

(議案第3号9番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

- 9番申請者 お世話になります。〇〇株式会社、〇〇と申します。よろしく申し上げます。
- 9番申請者 古民家の方の申請手続きをさせていただいております、〇〇の〇〇と言います。よろしく申し上げます。
- 事務局 申請内容の説明のほうをお願いできますか。
- 9番申請者 譲受人でございますが、〇〇株式会社であります。譲渡人においては、11名となりますので、申請書のとおりでございます。面積においては、農地が2万4,002平米、全体面積は2万7,670平米となります。この土地については、農振除外の申請をさせていただいて下りたものですから、このたび申請をさせていただきました。許認可手続におきましては、太陽光_____条例、河川法の許可申請、文化財保護法、景観法の方を現在手続きしているところでございます。
- 議長 申請者の説明が終わりました。
質問等のある方は申し上げます。
6番。
- 6番委員 6番です。大変お世話になります。かなり広大な用地で、我々とするときれいにしてもらえるとということでありがたいと思っております。大きな場所なのですけれども、一つ雨水処理の関係をちょっと説明してください。
- 9番申請者 雨水につきましては、区域内処理という形で、区域内に人工トレンチを付けさせていただきまして自然浸透処理という形になります。
- 議長 6番。
- 6番委員 昨今はゲリラ豪雨という以前になかったような集中豪雨的な天候もあるわけでございますけれども、あの土地から見て火山灰土というような土地の条件ではないかと思うのですけれども、その辺をしっかりと対策をしてもらって、よろしくお願ひしたいと思ひます。かなり傾斜のところもあるので、そういうゲリラ豪雨的なことに關しても、よく勉強して必要な対策を取ってもらえればありがたいと思ひます。
それと、工事の開始の期間ですけれども、ちょっとあれ見たのですけれども、開始と工事終了のそれちょっと確認させていただきます。
- 9番申請者 一応予定では2月1日にしていただいているのですけれども、全ての許可申請、受理、また許可や届出を全て済ませた上で工事着手という形になりますので、2月1日というのはあくまで予定ということで、全て関係各所の許可や届出を全て終わりにした時点で弊社としては春ぐらいには全て完工させたいという内

容で工事の調整をさせていただいておりますが、何かのずれやその他トラブル等があればもちろん後ろ倒しになるということは重々承知しておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 6番。

6番委員 期間も結構要する大型の工事になるわけでございますけれども、周辺は、私も現状見ましたけれども、そんなにいろいろ交通機関が頻繁に通るところではございませんけれども、慎重に、安全に配慮して工事を進めていただければありがたいと思います。大きな施設なので、市としても歓迎するのではないかと思います。ですので、ひとつ気をつけて工事のほうお願いして、成功を祈っています。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 お疲れさまです。土地利用計画図、色がついている図面ですけれども、申請箇所は細い赤い線でずっと外側囲われていまして、フェンスの位置が太い赤線で囲われています。今、雨水の関係なのですけれども、雨水貯水槽ということでトレンチ入れていただくこと、随分いっぱい入っているのですけれども、太い線のフェンスの外の方までずっとトレンチが、崖地のほうもそういうことでずっとエッジをして出ているのですけれども、その辺、崖が非常に高い崖地のほうなので、その辺から水が、トレンチの深さもあるかと思うのですけれども、そちらに流れ出して侵食だ何だというようなことが起きないようにといたしますか、その辺は大丈夫なのでしょうか。

9番申請者 崖地からはパネル自体は逃げて造るようにはしてあるのですけれども、排水については計算上の話もあるのですけれども、基本的には崖の先端まではいかなうように計画はしてはあるんですけど。

12番委員 ぎりぎりのところまで、崖のほうの様子が分からないので、あまり張り切って伸ばしてしまうと危ないところが出てきてしまうのかな。心配なところがある。

9番申請者 工事をする中で現地の地形を見ながら、危険ということで判断すれば手前のほうに造るとか。そういった所に対応していきたいと思っています。

12番委員 十分気をつけていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、機材運んだりなんかする、近隣住民への騒音の関係とか、そういうのが出ないようによろしくお願ひしたいと思います。大きい工事なので、よろしく

お願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。土地利用計画図の雨水貯留槽ですか、この槽って、この漢字でいいのですか。こういう言葉があるわけですか。これ土側溝なわけですよ。

9番申請者 そうですね。はい。水を一時的にためるものですね

15番委員 ためるのですか。

9番申請者 そうです。水を集めてそれを浸透させるという、そういう意味で貯留槽と呼んで、トレンチとも呼んでいますし。

15番委員 これ単なる土側溝という考えではなくて、どっちかに流さなければいけないので、止めてあるから。

9番申請者 そうです。止めてあるのです。

15番委員 外には流さない。

9番申請者 それが安中市のほうの一応。

15番委員 表流水は、見た目は流れないと。地下浸透はする。

9番申請者 そうということです。

15番委員 深い沢に浸透はしていくのでしょうかけれども。

9番申請者 はい。

15番委員 そうしたことなのですか。貯留槽という、こういうあれがある。言葉。

9番申請者 そうですね。はい。

15番委員 そうなのですか。ちょっと違和感があったので、聞いてみようかなと思ったのですが、この断面が、よく構造が分からないのですが、深さどのくらいで。

9番申請者 もう一つ、排水計画図というのが付いていないですか。

15番委員 全体のあれがどういう、等高線がないのでよく分からないのですが。

9番申請者 今考えているのが1m、台形の形なのですがけれども、深さが50cmを考えています。上部というか、1m50で深さ50cmで、側部の長さが50cmのものを考えているので。

15番委員 断面としては台形になるのですか。

9番申請者 はい。

15番委員 特に表面は保護しないで、そのまま掘りっぱなしの構造になる。

- 9 番申請者 そうですね。
- 1 5 番委員 経年的に埋まってくるとまたこれはちょっと掘り直すと。
- 9 番申請者 そういう話になります。
- 1 5 番委員 そういうことですよ。
- 9 番申請者 はい。
- 1 5 番委員 構造上、機能を発揮しなくなったらこれをまた、埋まってきたら掘るということですね。
- 9 番申請者 そうです。
- 1 5 番委員 分かりました。どうもありがとう。
- 議 長 ほかにありますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 なければ打ち切ります。
- どうもお疲れさまでした。
- (議案第 3 号 9 番案件申請者退出)
- 議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。
- (休憩午後 3 : 2 9)
- (意見取りまとめ)
- (再開午後 3 : 3 4)
- 議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
- それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
- 1 班。
- 1 班班長 8 番です。1 班に付託されました議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番から 3 番、それから 1 0 番の 4 件でした。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 以上。
- 議 長 2 班。
- 2 班班長 6 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法 3 条関係は、4 番から 6 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全

て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、7番から9番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第2号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。
次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第3号の農地法第5条関係は、1番から4番、15番の5件でした。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議 長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、5番から9番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
以上です。

議 長 3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、10番から14番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。
- 次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
- 本案について事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。
- 令和5年11月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
- 農用地利用集積計画は、議案書9ページ記載の8件です。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。
- ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 説明が終わりました。
- 本案について質問等ありましたらお願いします。
- 委員 なし。
- 議長 なければ打ち切ります。
- お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 委員 挙手全員。
- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。
- 次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。本案のうち、番号1番は6番委員が借受希望者である法人の構成員となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参加できませんので、これを審議の間、6番委員の退室を求めます。
- （6番委員退室）
- 議長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について、安中市長より下記のとおり提出されたので、審議願いたい。
- 令和5年11月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書10ページ記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

それでは、お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認されました。

ここで6番委員の入室を許可します。

(6番委員入室)

議長 以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和5年第11回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時45分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和5年11月27日

安中市農業委員会会長

6番委員

12番委員